

(厚生労働委員会)

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医務技監を新設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 医務技監は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る技術（医学的知見を活用する必要があるものに限る。）を統理する。

二 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。